【就業形態別の主な相違点】

	請負	委 任	派遣
目的	会員が業務を完成させ	会員が業務を実施する	会員が発注者の指揮命
	ること	こと(業務の完成は目	令に従い労働すること
		的でない)	
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバー人材センター
			が会員を雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を	会員は委任された業務	発注者は会員に指揮命
	自らの裁量で完成させ	を自らの裁量で処理す	令できる
	るため、発注者は会員	るため、発注者は会員	
	に指揮命令できない	に指揮命令できない	

【就業形態別の主な業務例】

請負	仕事の完成を目的とする業務
	(清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど)
委任	仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない
	業務(高齢者の見守り、話し相手など)
派遣	発注者の指揮命令が必要な業務(※)
	(スーパーマーケット等での品出し、調理、介護補助、保育補助など)

※派遣は、発注者の指揮命令が必要な業務に対応するものですが、シルバー人材センター が勤怠管理など行う会員を業務に従事させたい場合は派遣により対応することとなりま す。なお、派遣で、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関連業 務などは行えません。

【業務別の留意事項】

<u>Oスーパーマーケット、ホームセンターなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、</u>パック詰めなど)

会員と店舗の職員(発注者)が混在して業務を行い、会員が発注者から指示を受け、会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる場合などがあるため、請負、委任ではなく派遣により行う必要があります。

〇保育施設での補助業務 (園児の受け入れ・引き渡し、保育士補助など)、介護施設での補助業務 (食事の配膳、入浴準備、職員補助など)

会員と施設の職員(発注者)との間に指揮命令が生じるため、請負、委任ではなく、派 遣により行う必要があります。

*上記以外の業務においても、会員と発注者との間に指揮命令関係が生じる場合は、請負、委任ではなく、派遣により行う必要があります。